

# 個人事業者の資産分離について

——2022年2月14日の法律第172号——

マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン  
(共訳) 荻野奈緒  
齋藤由起

本稿は、マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン (Marie-Hélène Monsérié-Bon) パリ・パンテオン・アサス大学教授が、「個人事業者の資産分離について——2022年2月14日の法律第172号」と題する連続講演会のために準備された原稿の翻訳に、同教授の許可を得て、一部加筆修正を加えたものである。

また、末尾に資料として、商法典第5編第2章第6節「個人事業者の保護」(L.526-1条～L.526-31条)のうち、第1款「主たる住居の差押禁止」(L.526-1条～L.526-5条)、第3款「個人事業者の地位」(L.526-22条～L.526-26条)、および第4款「個人事業者の事業資産の移転」(L.526-27条～L.526-31条)、ならびに同法典第6編第8章 bis 「第5編第2章第6節第3款の定める地位を有する個人企業に関する特則」(L.681-1条～L.681-4条)の試訳を付した。このうち商法典第5編第2章第6節第1款以外の部分は、2022年2月14日の法律第172号により新設された規定である。

①2023年4月28日に北海道大学において、資産が分離された個人事業者の地位に関する講演会が、②同年5月2日に同志社大学において、事業資産をめぐる諸問題に関する講演会が、開催された。それぞれの内容は概ね、①本稿第1部と、②本稿第2部に相当する。

なお、①の講演会の開催にあたってはJSPS 科研費 (課題番号22K01221) の、②の講演会の開催にあたっては、JSPS 科研費 (課題番号21H00668) の助成を得た。本翻訳は、これらの研究成果の一部である。

本翻訳の作成にあたっては、京都大学大学院法学研究科の横山美夏教授に多くの貴重な助言をいただいた。心より御礼を申し上げたい。もっとも、本翻訳に残る誤りについての責任が全て訳者らにあることは言うまでもない。

## はじめに

フランスの立法者は、何年も前から、個人事業者の資産の保護を図るために、一連の重要な改革に着手していた。その関心事は、独立した事業者として経済活動に身を

投じる者にとって、その試みが破滅をもたらすことのないようにすることにある。新型コロナウイルスのパンデミックやロシアとウクライナとの紛争を見ても分かるように、経済情勢はさまざまに変化し、ときに急変することはよく知られている。そうすると、国家が、企業の創設を促すときには、起業した事業者を保護する仕組みを整えることは、ますます正統性を増しているように思われる。そのため、フランスの立法者は、複数の改正を重ね、個人事業者の個人資産の保護を可能にするメカニズムを発展させてきた。これにより、個人事業者の個人資産は、その事業活動が傾き、経済的困難が生じたとしても、直接に脅かされることはなくなった。

個人事業者の保護をより一層拡大する方向での非常に重要な発展は、資産の単一性 (unité du patrimoine) というフランス民法の基本原則のゆえに必要であった。実際、人々の活動全体に通底する資産理論は、「資産を有するのは人のみであり、すべての人は1つの資産を有し、人は1つの資産しか有することができず、この資産は分割することができない」という伝統的準則によって表現される資産の主観化に依拠している。この資産は、人の財および負債を含む法的包括体 (universalité de droit) であり、物との関係において把握される人を表しており、人の約務 (engagement) はその人の資産の約務だとされる。民法は、この理論を、一般担保権 (droit de gage général) を創設することで補完している。すなわち、民法典2284条によれば、「人的に債務を負った者はすべて、その現在および将来のすべての動産および不動産によって、その約務を果たす義務を負う」。つまり、[約務の] 引当てになるのは資産であり、これにより、人の約務がその財によって担保されることを説明することが可能になる。

以上で確認したことをふまえると、独立した事業者として経済活動を始める者は、重い責任を負わされることになり、その債権者の一般担保を構成する全ての財を失う危険を負う。このことが、意欲ある事業者を委縮させる効果をもつことは間違いない！  
〔これに対処するための法発展として〕 4つの段階が想起される。

まず、1980年代初頭からすでに、立法者は、会社法の分野において、社員が1人だけの有限責任会社の設立を可能とすることで、事業者を保護することにした。この場合、法人格が壁となって、事業者は当該会社を設立するために行った出資の限度でしか責任を負わず、その出資の額は低廉でありうる。事業者個人の財については、同人が保証人となっていない限り、その事業活動について責任を負わない。ここで強調しておくべきは、立法者は、法制度全体の支柱である資産の単一性の原則よりも、2人以上の社員の存在という会社法の基本原則の1つを犠牲にすることを選択したということである。

第2の重要な段階は、2003年8月1日の法律第721号によるものであり、これによりフランス法における一般担保権〔民法典2284条の定める原則〕が初めて大きく破

られた。同法は、個人事業者が、公証された申述を行うことで、その主たる住居として定められた不動産上の権利を差押禁止とすることを認めるものであった（商法典L.526-1条）。その後、2008年8月4日の法律第776号は、事業の用に供されていないすべての建築または非建築の不動産に、このメカニズムを拡張した。また、2015年8月6日の法律第990号は、主たる住居の保護を一般化した。というのも、爾後、その保護は法定のものとなり、すべての事業者がこれを楽しむことができるようになったからである。差押禁止は、資産の単一性の原則に抵触するものではないが、独立の事業者の非事業上の不動産を保護するために、一般担保権の一般性に初めて重要な限界を設けるものであった。

最後の2つの段階は、最も重要なものであり、事業資産の創設を認めることで、資産の単一性に再検討を迫るものであった。この重要な改革は、事業債権者が享受する担保と個人債権者への弁済に充てられる担保という2つの担保を創設するに至った。

第1に、有限責任個人事業者（EIRL）に関する2010年6月15日の法律第658号は、個人事業者が目的充当資産（patrimoine d'affectation）の申述をすることを認めた。目的充当資産は、事業活動に必要な財によって構成され、事業活動の遂行に際して発生した権利を有する債権者の担保となる（商法典L.526-6条以下）。当該事業者のその他の債権者は、目的充当されていない資産にしかかかっていくことができない（L.526-12条I）。この法律によってもたらされたもう1つの重要な変更は、この目的充当資産を対象とする法的取引（opération juridique）が可能とされたことである。すなわち、目的充当資産の、譲渡、移転、会社への出資をすることができる（L.526-17条Ⅲ3項）。この「EIRLという」新たな法的地位は、すべての個人事業者によって採用されるものであったが、大きな成功を収めることはなかった。立法者が2022年2月14日の法律第172号（以下、単に「2022年2月14日の法律」という）により、さらに大胆な改正を行ったのは、そのためである。そして、2022年2月15日以降、このEIRLの地位は消滅の途上にある。その地位は、事業者によってもはや選択されえず、すでにこの地位を採用していた者がその地位を保持しうるにすぎない。EIRLの地位が保持される場合には、従来の準則が一定の修正を受けつつ適用され続ける。

第2に、本稿でとりあげる2022年2月14日の法律は、より意欲的なものである。時が経ち、一般担保権・資産の単一性に対する例外が増えるにつれ、事業資産と個人資産の当然分離を認めることで、それまでかなり無理をして維持されてきた資産の単一性に終止符を打つことが可能だと考えられたのである。この新たな法律により、EIRLにおいては任意の手続を前提としていた財産的保護が、すべての個人事業者に与えられることとなった。立法者は、事業者を否応なく幸せにすることという選択をしたのである。

本稿の第1部では、この事業者の地位を分析する。また、第2部では、事業資産の内容、事業資産について行われる取引、および経済的困難に陥った個人事業者の処遇について扱うこととした。

## 第1部：資産が分離された個人事業者の状況

個人事業者による経済活動の遂行は、現在では、2022年2月14日の法律により創設された新たな準則に服している。この準則の趣旨は、資産が分離された個人事業者の新たな地位に結びついた実効的な財産保護をもたらすことにある。しかし、当然ながら、事業者の経済活動を侵害しすぎないため、すなわち、事業者がその取引相手の信用や信頼を得ることを可能にするため、本法は、この事業者の債権者の権利を詳細に規定している。

### 1. 資産が分離された事業者の地位

#### (1) 資産が分離された事業者の地位を享受できる人

EIRLについてそうであったように、2022年2月14日の法律は、個人事業者を確実に保護することを目的としている。同法律によって新設された商法典L.526-22条は、個人事業者を、「自身の名で、1つまたは複数の独立の事業活動を遂行する自然人」と定義している。フランスの法律が個人事業者を定義したのはこれが初めてである。

EIRLと同様に、遂行される活動については何らの制限もない。商業活動、職人、農業のほか、自由業者の活動もこれに当たり、医師、弁護士、公証人のような一定の規律に服する事業も含まれる。法文は、個人事業者が複数の活動を遂行する可能性に言及しているが、EIRLが複数の目的充当資産を作り出すことができたのとは反対に、法律が事業資産は分割されえないと明確に規定している。したがって、資産が分離された個人事業者は、これらの活動に有用な全ての財を含むことになる1つの事業資産しか有することはない。

2022年2月14日の法律が創設した資産分離は、その施行日である2022年5月15日にすでに活動中にある事業者に適用されるので、同法の適用範囲は広い。施行日にすでに活動中にあった事業者について、同日（2022年5月15日）より前に発生した負債の債権者は、その負債の支払の引当てとして一般担保権を保持する。同日以降に発生した負債については、債権者の担保権は、その債権が事業性を有するかどうかに応じて異なってくる。

次に、2022年2月14日の法律は、新規の事業者については、同日からしか適用されない。商法典L.526-23条は、事業者の登記（immatriculation）が要求されているときには、資産の分離は、登記時以降に発生した債権にしか生じないと定めている。

もつとも、この登記が活動開始の届出の日付よりも後にされた場合には、資産の分離はこの届出の時から対抗可能となる。登記義務がないときは、事業活動のために遂行された最初の行為の時から保護が作動することになるだろう。

この資産分離は、受益者の何らの意思表示も要せず強制的に——個人事業者は資産分離の当然適用を放棄できない——適用されるので、適用範囲が非常に広いことを確認しておかなければならない。すなわち、資産分離は、個人事業者がこの制度を完全に認識して理解していなくても適用されるのである。なお、フランスにおいて、個人事業者というカテゴリーには、とりわけ、従業員数が少ない、または全くいない零細企業が含まれている。実際、個人企業の活動が発展していくときには、多くの場合には会社形態をとることが選ばれる。

## (2) 事業者の資産の区別

事業資産と個人資産の法定分離が2022年2月14日の法律の主な新機軸である。資産が当然に分離されるという性質により、この資産分離は、EIRLについて定められていたのとはかなり異なるルールに服している。EIRLでは、目的充当資産の申述をしなければならず、しかもそれが公示の対象となっていたからである。

### (a) 事業資産という概念

商法典 L526-22条は、個人事業者が名義人である財、権利、債務および担保であって、個人事業者の1つまたは複数の独立の事業活動に有用なものは、個人事業者の事業資産を構成すると規定する。

「財、権利、債務および担保」という本条の採用する定式は、EIRLに関する条文にすでに示されていたのと同じであるが、これは整合性を欠いているとして学説から批判を受けていた。実際、列挙されているカテゴリーは交錯している。例えば、担保は物的または人的な権利であり、権利は財であることに疑問の余地はない。

さらに、事業資産に入るべき担保として、個人事業者が「名義人」である担保というのが何を指すのかはよくわからない。おそらくは、営業財産質のように、事業資産に含まれる財に設定された担保を指していると考えなければならないだろう。

債務については、その事業活動に対する有用性が議論されるだろう。一定の論者は、「債務を [本条に] 記載しているのは、契約上の地位についてそうであるように、債務が権利と常に結びついている場合を対象としている」と考えるべきだとする。そうすると、事業上の負債は、事業資産に属するのではなく、事業資産を構成する財に結びついているにすぎない。このように考えると、個人事業者の資産分離によって生じた事業資産は、資産とは別の概念であり、負債を含まないことになる。これに対し、

個人資産には負債が含まれる。以上のような考え方に説得力はない。さらに、この考え方は、商法典 R.526-26条の最終項によって再考を迫られているように思われる。同項は、個人事業者が会計上の義務を負う場合には、その事業資産は少なくとも会計記録として登記された構成要素をすべて含むと定めているのであり、これは事業者の負債をもちろん含むことになる。

この新规定は、事業活動に有用な財を扱っている点で、EIRL について採用されていた規定と異なっている。EIRL の規定は、事業活動に有用な財については、事業者が望めば事業資産に組み込むことができるとするものの、何よりもまず事業活動に必要な財を対象としているからである。(当時の) 商法典 R.526-3-1条は、事業活動の遂行に必要な財、権利、債務および担保とは、その性質上、事業活動の枠内でしか利用されえないものという意味に解されることを明確にしていた。

用語の違いは、事業資産の設定の違い、すなわち、EIRL によってなされる申述 (による設定) と資産が分離された事業者についての法定のルール (による設定) という違いによって説明される。有用な財という概念は、必要な財という概念よりも広い概念であると考えられる。有用な財は、他の用途をもつかもしれないし、事業活動に不可欠なものでなくてもよいのに対し、必要な財は、これなくしては事業活動を遂行できない財から成っている。EIRL の法文の中でなされた区別はこのことをはっきりと認めていた。この違いは、概念的に存在するとしても、実践に移すのが難しいことは間違いないだろう。したがって、法律の規定は、規則、すなわち、事業活動に有用であると推定される一連の財を列挙している商法典 R.526-26条によって補完されている。同条には、とりわけ、個人事業者がその活動を遂行するために配置した構成要素の総体を1つにまとめた営業財産や事業活動に使用される不動産などが挙げられている (この構成要素の詳細については、第2部で扱う)。事業資産概念をどう構想するかは、事業債権者の担保権の範囲を決定づけるものであるもので、非常に重要であることは言うまでもない。

## (b) 個人資産

立法者は、事業資産を定義した後で、個人事業者に帰属する全ての財産のうち事業資産に含まれないものが、個人資産を構成することを明示的に定めている。したがって、個人資産は残りのものであり、事業者の活動に有用でない財のみを含んでいる。

財が二重に帰属しうるときには、この論理を実践するのはそれほど簡単でない。例えば、個人事業者の主たる住居は、その個人資産に分類するのが当然である。しかし、個人事業者がその住居の中に事業の本拠を構えているか、または、限られた部分であっても、事業の一部が住居の中におかれた場合、すなわち、住居の一室、または一部

が事業活動の用に供せられている場合には、どのように処理すればよいのだろうか。同様に、個人事業者が自家用車を、例えば顧客の家に行くためなど、事業活動のために使用する場合には、どのように対応するのだろうか。この場合、これらの財は、事業活動にとって有用であるが、それは部分的にすぎず、条文はその扱いについて何ら規定していない。しかるに、これらの財が事業資産に含まれる場合には、事業債権者の担保権は、これらの財に及ぶだろう。そうすると、このことは、例えば主たる住居のような財を換価することをもたらしうるかもしれない。すなわち、事業債権者がその担保権を行使できるようにするために、事業活動のために利用される建物を事業資産に組み入れるため、その建物の価値を評価することになるかもしれない。このような解決が、個人事業者を保護し、この20年の間、個人事業者の主たる住居を保護しようとしてきた立法者意思との整合性を欠くことはよくわかる。しかし、このような状況は、零細企業を率いる事業者に関しては珍しい状況ではないだろう。このような事業者は、多くの場合、独立した事業用の事務所を構えていないのである。

個人資産には個人事業者の収入が含まれるだろうが、その収入は事業者の事業資産から出てくるものであり、このことは、これら2つの資産の間での金銭の流れを生みだすことになる。商法典 R.526-26条がこの報酬に言及し、会計記録がこの報酬を特定すると推定され、この報酬が事業者の個人資産に含まれることを明示している。

### (3) 地位の終了

資産が分離された事業者として保護されるその地位は、個人事業者の事業活動の終了と死亡という2つの事由を原因として終了しうる。商法典 L.526-22条8項は、これら2つの場合に、事業資産と個人資産が併合されると規定する。ただし、これらの事由のいずれかが生じた時に個人事業者が支払停止にあるときは、事業資産について裁判上の更生又は裁判上の清算手続を開始することを認める倒産手続法の特別ルール(L.631-1条およびL.640-3条)が適用されるので、資産の併合は生じない。支払停止状態が特徴づけられていない場合には、資産が結合され、債権者は、たとえその債権が、事業の停止または死亡の前、つまり資産が分離していた時期に発生したものであっても、資産の全体に対して担保権を回復することができる。この解決は、EIRLの地位との制度との違いから導き出すことができる。EIRLについて、L.526-15条は、債権者が、EIRLの活動停止時または死亡時に当該債権者が有していた担保権を保持することを、明文により規定している。資産が分離された事業者の活動停止または死亡の時ににおける処遇についてのこのような重要な違いは、この新たな地位の脆弱さの1つを特徴づけるものである。もっとも、この事業者は、債権が事業活動の停止前に発生したときに認められていた、個人の住居の差押禁止を、事業債権者につねに対抗

できるだろう<sup>1)</sup>。

## 2. 資産が分離された個人事業者の権利

### (1) 担保権の二重性

資産が分離された個人事業者の新しい地位は、一般担保権の原則を維持する規定である民法典2284条及び2285条の例外として、担保権の二重性に基礎をおくものであり、これこそがこの地位の重要な効果である。2022年2月14日の法律によって規定される特則を除いて、事業債権者は、事業活動の遂行のために有用な財からなる事業資産を唯一の担保として有し、個人債権者は、その残りの個人資産を担保として有する。立法者の狙いは事業に伴うリスクを制限するために個人資産を保護することにあるので、個人事業者はまた、主たる住居および差押禁止の申述をした不動産の差押禁止も利用することができる。

しかしながら、2022年2月14日の法律によって確立されたこの資産分離の原則には、いくつかの例外がある。その例外の目的にはさまざまなものがあるが、事業者の保護が幻想になることを避けるため、非常に限定的なものにとどまっている。

一方で、立法者は、EIRLの地位においてすでに規定していたように<sup>2)</sup>、個人資産が十分でない場合に、資産が分離された個人事業者の個人債権者が、前年の会計年度に実現された利益の額の限度で事業資産に担保権を行使することを認めており、この金額が、個人債権者の担保権の大きさを示すことになる。立法者が、個人事業者の唯一の収入源でありうる事業活動から生じた収入を個人債権者が直接把握できることを望んでいたことは理解可能なことである。事業活動が個人事業者の唯一の収入源であるときの危険は、当該事業者が、収入を個人資産の中にも含めないことによって、個人債権者の担保権を減少させることであろう。個人資産が個人債権者に弁済するには不十分であることを証明する責任は、この所得に自己の担保権を行使することを望む個人債権者が負担することになる。

これと反対の状況については規定されていないことを強調しなければならない。すなわち、事業債権者は、事業資産が不足している場合に、その担保権を個人資産に拡

---

1) 破毀院商事部2021年11月17日判決 (Cass. com. 17 nov. 2021, 20-20821)。「本件に適用される、2015年8月6日の法律によって修正される前の商法典L.526-1条によれば、独立した事業活動を遂行する自然人が公示できる差押禁止の公署証書による申述は、その公示後に、申述者の事業活動に際して生じた権利の債権者に対してしか効力を生じない。したがって、この申述の効力は、申述者自身が放棄しない限り、この申述が対抗されうる債権者の権利が消滅しない限り存続し続ける。よって、事業活動の停止は、それ自体、申述の効力を終了させるものではない。」とした。

2) 商法典L.526-12条最終項。



張することはできない。個人資産の保護が優先するのである。

他方で、商法典 L.526-24条は、公的債権者（租税徴収機関、社会保険組織）を厚遇している。社会保険料の負債について L.526-22条が規定しているように、これらの負債は事業活動の際に生じたものではあるが、公的債権者の担保権は、一定の状況において、事業資産と個人資産の双方に及ぶ。第1に、租税および社会保険に関する義務について、不正な策略 (*manœuvres frauduleuses*) を行ったり、重大かつ反復した不遵守をしている個人事業者に制裁を与えなければならない。L.526-1条の最終項が、個人事業者について上述の許害的な振る舞いが認められた場合には、主たる住居および差押禁止の申述を経た不動産の差押禁止は、租税徴収機関に対抗できないことを規定していることを思い起こさなければならない。このように、租税徴収機関の担保権のみが、個人事業者が有する唯一の不動産であることが多い主たる住居に拡張されうる。

第2に、個人事業者になら非難すべき振る舞いがなかったとしても、所得税および社会保険料ならびに事業活動に有用な不動産に対する不動産税を回収するために、公的債権者は担保の拡張を享受できる。このように、法律は、公的債権者に法外な地位を与えることで、国家が事業者の負担する金額を最良の条件で回収できるようにした。

フランスには、「自分でするのが一番だ」という諺がある……。この諺は、まさにこの場面での立法者のやり方に当てはまっている。

## (2) 債権者の権利行使

商法典 L.526-22条は、債権者が個人事業者に対して、上述したいくつかの例外を除いて、資産分離を尊重しつつ権利を行使できることを想定しており、民事執行法典 L.161-1条\*はこのことを明示的に認めている。したがって、立法者は、紛争になりうる状況に集中してその輪郭を画そうとしている。

---

\* [訳注] 民事執行法典 L.161-1条

個人事業者たる債務者に対する執行手続は、債権者が商法典 L.526-22条に基づいて一般担保権を有する資産の財しか対象とすることができない。

商法典 L.526-25条の定める要件において L.526-22条4項の規定の利益を放棄した個人事業者は、自己の事業資産を構成する財の価値が債権の弁済を担保するのに十分であることを証明した場合には、まずはこれらの財に対して執行が行われるよう、債権者に請求することができる。

債権者は、この提案がその債権の回収を脅かすことを証明した場合には、この請求に異議を申し立てることができる。

害意があるときを除き、債務者の請求に異議を申し立てた債権者は、その責任を追及されない。

第1の状況は、資産が分離された個人事業者が、強制執行措置または保全措置の対象となっている財が債権者の担保に含まれないとして、当該財が執行・保全措置の引当てとされていることに対して異議を唱えるという状況である。このような場合について、商法典L526-22条7項は、財が債権者の担保に入るか否かに関する証明責任を個人事業者を負わせている。個人事業者が、とりわけ事業活動にとっての財の有用性の有無に基づいて自己の有する2つの資産の輪郭を定めるのに最も適した立場にいると考えられるからである。この紛争においては、債権者が個人事業者の主張を争うことも、もちろん考えられるだろう。間違いなく、事業資産に属する財を列挙するR.526-26条および個人事業者の会計は、債権者の権利行使の対象となる財の境界を定めるための貴重な要素となるだろう。

商法典L526-22条7項が対象とする第2の状況は、債権者が、その担保権に明らかに属しない積極財産の要素に対して強制執行措置又は保全措置を執ることによって、差押措置を濫用したという状況である。本項で採用された「明らかに」という副詞は、この「差押債権者が差押えの濫用を理由とする責任を追及されるという」制裁を、上記の措置の対象とされた財の帰属先について疑いの余地が全くない場合に限定しようとする意思を物語っている。

本項は、事業資産を創出するための個人事業者の意思的行為がない場合には、個人債権者と事業債権者のそれぞれの担保権の境界を画定することがより繊細で難しくなるという新たな文脈によって、必要不可欠なものになった。

### (3) 担 保

経済活動を遂行するには、銀行や信用供与機関から受ける貸付けのように、事業者が外部からの資金調達を行うことが必要となることが多い。こうした状況においては、債権者が、個人事業者の不履行の危険に備えるために担保の設定を要求することがよくあるだろう。2022年2月14日の法律の規定は、債権者が取得することができる担保の外延を示している。

**主債務者の保証人の排斥**——現在ではすべての個人事業者が享受する資産分離は、個人事業者が、資産の一方が負う約務のために、他方の資産を担保として保証をすることができるかという議論を再び提起してもおかしくなかった。実際、民法典2288条が「保証は、保証人が、債務者が履行をしない場合に、債権者に対して債務者の負債を弁済する義務を負う契約である」と規定していることから明らかであるように、保証は、民法典において、債務者とは異なる人によって与えられる担保であると考えられているけれども、この担保は、債権者の弁済を確保するために、債務者の資産に保証人の資産を追加することを究極目的としている。したがって、EIRLの地位の創設

によって、個人事業者が事業上の負債を担保するために、その個人資産をもって保証人となるか、または個人資産を担保として提供することができるかという問題が現れていた。

この点について、[EIRLに関する] 法文は何も示していなかった。

2022年2月14日の法律は、このような迷いから学んで、商法典 L.526-22条において、「個人事業者の個人資産と事業資産の区別は、同人が、自身が主債務者であるところの負債を担保するための保証人となることを認めるものではない。」と規定した。このようにして疑いは一掃され、採用された解決は保証の伝統的ルールと適合的である。保証に関する伝統的ルールが、資産論の発展およびとりわけ個人事業者について最終的に確立された資産分離を考慮に入れることはなかった。

しかしながら、[後述するように] 資産分離の放棄が認められ、この放棄が保証と多かれ少なかれ同じ効果をもたらすことからすると、主債務者の保証をこのように排斥することには疑問が残りをうる。実際、保証人は、フランス法の下で大いに発展した保証人保護の恩恵に浴することができるが、この保護は、個人事業者には認められない。というのも、保証人の保護は、2022年2月14日の法律および施行デクレによって定められた特則に服する[資産分離の] 放棄には拡張されえないからである。たとえば、保証人の債務がその財産および収入に比して不均衡であるとすれば援用することができ、その債務の縮減を認められるはずであるところの比例原則に基づく抗弁(民法典2300条\*)は、個人事業者には認められない。

**物的担保の付与**——個人事業者による人的担保の付与が明文により排斥されているのに対して、2022年2月14日の法律は、商法典 L.526-22条 [4項] において、「個人事業者は、その事業活動の際に生じた権利を有する債権者との関係では、約定担保があるとき…を除き、その事業資産をもってしか、その約務を果たすことに義務付けられない」ことを認めて、物的担保の設定の可能性を認めている。このように、本項はすべての物的担保を対象としており、すべての物的担保が個人資産に属する財に対して設定されうる。

この点について、個人事業者の個人資産にとって最も重要な財である主たる住居に担保を設定することが思い浮かべられる。もっとも、このような担保の効力は、個人の主たる住居の差押禁止が事業債権者に対抗可能であることに基づいて、制限されることになる。主たる住居の差押禁止によって、主たる住居に対する担保の名義人であ

---

\* [訳注] 民法典2300条

自然人によって事業者たる債権者に対して署名された保証は、その締結時に、保証人の収入および資産と明らかに不均衡であった場合には、保証人がこの日付において義務を負うことができた限度の金額に縮減される。

る事業債権者は、その財を売却させることはできないが、実施された売却の収益から弁済を受けることができることになる<sup>3)</sup>。資産が分離された個人事業者の新たな地位の対象となる事業者、すなわち零細の個人企業については、個人資産上に約定担保を設定できるような財を持ち合わせていることはあまりないと考えられる。したがって、多くの場合には、事業債権者に付与される担保というのは、第三者による保証か事業財産上の担保であり、後者については、事業債権者に優先弁済を確保させることになる。

**資産分離の放棄**——個人事業者の財産的な保護は、2022年2月14日の法律に由来する個人事業者の新たな地位の創設によって追求される主たる目的ではあるとはいえ、個人事業者が資金調達を得ること——経済活動の発展にとっての生命線である——を妨げる危険を冒してまで、調整不可能な資産分離を強制することは考えられてはいない。したがって、EIRLについて商法典の中にすでに規定があったように、立法者は、新法により当然に享受できる事業資産と個人資産の分離を個人事業者が放棄できることを規定した。

しかしながら、放棄というメカニズムが採用された点では同じであるものの、EIRLに適用される法文が放棄について特別なルールを定立していなかったのに対し、2022年2月14日の法律は、資産分離の放棄の利用に多くの制約を設けている。

新规定は、個人事業者が、資産の分離、したがって、個人資産の保護を、任意に——またはほぼ任意に——放棄することができるものと規定している。商法典L.526-25条およびD.526-28条の規定の仕方は、資産分離の放棄の有効性について非常に厳格な要件を課しており、これは資産分離の放棄のメカニズムに対する立法者の不信を物語っている。立法者は、個人事業者が「自己の事業債務について個人資産をもって」保証することを認めないが、個人事業者保護という立法者意思を真っ向から妨害する資産分離の放棄を確実にコントロールするために、保証人の保護の方策を部分的に再録している。資産分離の放棄が債権者の請求によって無条件に利用される危険があるからである。

したがって、これらの条文は、[資産分離の放棄の]要件を積み重ねており、商法典L.526-25条は違反の効果を無効と定めている。資産分離の放棄は、債権者からの書面による請求があることを前提に、特定の約務について、期限、および、特定されまたは特定可能な金額を示してなされる。さらに、D.526-28条によって、個人事業者、放棄を享受する債権者、対象となる特定の約務に関する多くの記載事項が要求されている。この複雑さに照らして、D.526-29条は放棄証書の公式のひな型を規定しており、

3) 破毀院商事部2016年9月13日判決 (Cass. com., 13 sept. 2016, n° 15-14088)。

事業者はこれを利用することができる。さらに、立法者は熟慮期間を課しているところ、この期間の長さは状況に応じて変化しうる。熟慮期間は、放棄の請求から満7日間であり、個人事業者が7日間の熟慮期間を放棄することを手書きで記載した場合には、満3日間まで短縮されうる。

放棄の受益者〔放棄を受ける事業債権者〕は、個人事業者に、放棄がその資産に対して及ぼす結果について知らせなければならない。個人事業者が資産分離の放棄について十分に理解したうえで放棄に同意できるための情報を提供する十分な能力を、債権者が一般的に有していると、立法者が想定していたと考えられる。

さらに、民事執行法典L.161-1条について付言しなければならない。同条は次のように規定する。すなわち、「商法典L.526-25条の定める要件でL.526-22条4項の規定の利益を放棄した個人事業者は、自己の事業資産を構成する財の価値が債権の弁済を担保するのに十分であることを証明した場合には、まずはこれらの財に対して執行が行われるよう、債権者に請求することができる。債権者は、この申し出が自己の債権の回収を脅かすことを証明した場合には、この請求に異議を申し立てることができる。債務者の請求に対して異議を申し立てた債権者の責任は、害意があるときを除いて、追及することができない」。

ここでもまた、立法者は、個人事業者に資産分離を放棄させて、この放棄の恩恵に浴することができるという債権者の正統な権利を維持しつつ、個人事業者に新たな裁量の余地を残すことで、個人事業者の個人資産を保護しようとしている。

2022年2月14日の法律によって定められた諸規定を検討すると、多数の問題点やあいまいな点が浮かびあってくるが、これらの点は、立法者が同法によって個人事業者に課した状況に影を落としていくだろう。EIRLの地位は、これが可決された当時にかなり厳しく批判されたが、2022年2月14日の法律を読むと、EIRLの制度を批判したことを結局は後悔することになるかもしれない。というのも、この分野においては、複数の法律が相次いで登場しており、それらが互いに似通っている……。これらの法律は不明確であり、不安定さの源となっている。そして今日、個人事業者は、EIRLの地位を採用しないでやり過ぎてきたようには、資産が分離された個人事業者の地位から免れることはできないのである。

## 第2部：事業資産をめぐる諸問題

2022年2月14日の法律は、冒頭で述べた法発展の到達点であり、その中核をなすのは、分離された事業資産である。そこで、以下ではまずこれについて、検討しよう。もっとも、事業資産の構成要素を確定するのは、時として難しい(1)。また、立法者は、事業資産にかかる法的取引を、明示的に認めている(2)。さらに、事業資産と個

人資産が分離されることをふまえて、個人事業者が遭遇する経済的困難に対処するためのかなり革新的な準則が措定された(3)。

## 1. 事業資産の構成要素

立法者は、2022年2月14日の法律および2022年4月28日のデクレ第725号により新設された商法典L.526-22条およびR.526-26条において、事業資産の構成要素を、[事業資産について一般的定義を置くとともに、これに属する財を列挙するという]2段階で明確にした。

個人事業者の事業資産および個人資産の内容に関する考察の核心は、事業資産の定義を含む2022年4月28日のデクレ第725号に見出される。EIRLにおいて目的充当資産に含まれる財を示して充当の申述をしなければならなかったのとは異なり、個人事業者の事業資産は事業者の意思表示なしに生じるから、立法者がこの資産の外延を画することが前提とされていた。

### (1) 事業資産の定義

第1に、商法典R.526-26条に組み入れられた一般的定義によれば、事業資産は、個人事業者が名義人であるところの、財、権利、債務および担保であって、事業活動に有用なものである(これに対し、EIRLの事業資産に当然に充当されるためには、事業活動に必要なものでなければならなかった)。同条は、これに続けて、有用とはすなわち、その性質上、その用途により、あるいはその機能により、この活動に資するものをいうとする(なお、この「資する」という動詞は、事業者がその活動において用いる財を対象とするものであり、債務と担保については、当を得ないものであるようにみえる)<sup>4)</sup>。この広い定義は、あらゆる独立した活動に妥当するだろう。ただし、第1部で指摘したとおり、この列挙が完全に整合的であるかについては、一定の留保が必要である。

### (2) 事業財産に属する財

#### (a) 法律による列挙

第2に、同条は、事業資産に属する財を列挙する。それは非制限的な列挙ではあるが、想定される事案の大部分が含まれることが推測される。というのも、事業資産のある程度完全で古典的な外延を示すものだからである。

もっとも、この列挙に関して、いくつかの指摘をすることができる。

4) V. Martineau-Bourguinaud, Les difficultés d'articulation des procédures collectives et des procédures de surendettement, BJE sept. 2022, n° BJE200s3.

商法典 R.526-26条1°は、「営業財産、手工業財産 (fonds artisanal)、農業財産 (fonds agricole)、これらの財産を構成するすべての有体または無体の財およびこれらの財産に帰属する権利、ならびに自由業者の顧客紹介権」を挙げる。

この1つ目の類型は、事業活動の種類にかかわらず、その活動に不可欠な財、つまり事業財産 (fonds) を指す。実際、フランス法は、1909年3月17日の法律によって定められた旧来の営業財産 (fonds de commerce) の概念を出発点として、事業財産 (fonds) の概念を曲用し、これを手工業者 (1996年7月5日の法律第603号)、農業者 (農事法典 L.311-1条および L.311-3条)、および自由業者 (立法はないが、破毀院第1民事部2000年11月7日判決 [n° 98-17.731] 参照。ただし、その後これを踏襲する判決はほとんどない) に適用した。したがって、立法者は、判例にすでにあらわれていた自由業財産について、その機会が与えられたにもかかわらず、これを認めようとしなかったと考えざるをえない。自由業者については、事業資産の主たる要素を描写するために、顧客紹介権という伝統的な概念に立ち返った。[自由業財産を認める] チャンスを取り逃してしまったわけである…。

商法典 R.526-26条2°は、「商品、設備・備品、農業機器、および、訪問販売・役務提供、運送または配達といった移動を伴う活動のための移動手段」を挙げる。後者の「移動手段」には、実際に、移動を伴う活動を支える主要な手段である車両が含まれる。それ以外の場合、すなわち事業活動に際して利用される他の種類の車両は、設備の中に含まれるだろう。

同条3°は、事業資産に属する財の中に、「事業活動に資する不動産」を含めており、それは「個人事業者の主たる住居のうち、事業の用に供されている部分を含む」。同条によれば、「当該不動産を保持しているのが会社であり、個人事業者がその会社の株主または出資者であって、その会社の主たる活動が個人事業者に当該不動産を利用させることであるときは、その会社の株式または持分は事業資産に含まれる」。

個人の住居のうち事業に利用されている部分は、事業資産に含まれることが明示されている。そうすると、この準則と、主たる住居の事業債権者による差押禁止の原則とをどのように調和させるかが問題となる。その解は、差押禁止に関する商法典 L.526-1条に示されている。同条によれば、事業の用に供されていない部分のみが差押禁止となり、その区分明細目録 (état descriptif de division) は必要ない。保護 [の有無] が区分されているわけだが、不動産の全体を差し押さえずに、どのようにして、事業活動に利用されている部屋だけを差し押さえるのかは問題である。なお、事業債権者の担保権は、当該部屋の価値に限定される。

また、商法典 R.526-26条3°は、個人事業者が株主または出資者であるところの会社であって (実務上は、多くの場合、不動産民事会社である)、当該事業者に不動産

を利用させることを主たる活動とするものが不動産を保持する場合に関しては、より大胆である。この場合、当該会社の持分または株式が事業資産に含まれる。

この規定はかなり革新的なものに見える。事業活動に必要な財の目的充当を伴うEIRLの地位は、企業の不動産の扱いや、会社に住所を置くことにより目的充当を回避する可能性の有無について、疑問を生じさせていた。というのも、EIRLについては、その所有する財であって事業活動に必要なものについては、法律上、事業活動に充当されることになっていた。そうすると、事業用不動産が会社、とくに不動産民事会社の所有である場合には、債権者の権利に対する詐害が証明され、会社への出資が無効となるのでないかぎり、当該不動産は充当を免れることができたのである。立法者は、資産が分離された個人事業者については、この議論を生じさせないようにしたようである。しかしながら、その規定ぶりは、疑問を生じさせるものである。たとえば、会社が事業用不動産と居住用不動産を有する場合、当該会社の主たる活動をどのように決すべきか。収益の出どころに応じて判断されるのだろうか。もっとも、家族の構成員から成る不動産民事会社においては、しばしば、家賃の支払は事業用建物の賃貸についてしか予定されていないから、収益の出どころに応じて判断するとすると、事業用建物の賃貸が当該会社の主たる活動であるということになる。その場合、持分や株式について事業用であるか居住用であるかを区別できない以上、事業者が所持する持分や株式のすべてが事業資産に入ることになるだろう。そうなれば、住居について望まれた保護は減殺されてしまう。

以上をふまえると、今後は、これまで以上に、事業用不動産と個人用不動産の管理を別の会社で分けて行うことが必要になる。

商法典 R.526-26条4°と5°は、議論を生じさせるものではない。同条4°は、「顧客に関する情報や、発明にかかる特許、ライセンス、商標、デザインおよびモデル、ならびにより一般的には知的所有権、商号や標識といった無体財」が事業資産に入ることを定める。同条5°は、「小口現金、その他事業活動を遂行する場所で保管される現金、当該活動のための銀行口座、とりわけ社会保障法典 L.613-10条および本法典 L.123-24条の定める口座に入金された金額、および当該活動に関する経常費に充てられるべき金額」を事業資産に含める。

**帰属の推定**——商法典 R.526-26条に列挙された財については、事業資産に帰属することが推定される。また、この推定は会計によって強化され、事業資産は、少なくとも、会計上現れるすべての財、権利および債務を含むとされている。

**事業上の負債**——同条は、事業者の事業上の負債の帰趨について規定しておらず、これに関する疑問を解消しないばかりかこれを増幅させる。事業上の負債は、形式的には列挙されていない。その列挙は例示的なものでしかないが、列挙されていない以



上事業資産に含まれないと考えることもできる。もっとも、筆者としては、事業上の負債は事業者が行う事業活動に当然に結び付くものである以上、事業資産に帰属させられなければならないと考えている。個人資産の中には積極財産と消極財産の双方が含まれることから、事業上の負債は事業資産に含まれると解すべきである。事業資産の構成要素を考察する際に会計を参照することは、この主張の相当大きな論拠となる。さらにいえば、法律上、事業資産が伝統的な資産概念と異なることは示されておらず、伝統的な資産概念には、積極財産と消極財産の双方が含まれている。事業債権者が事業資産を引当てとするのに、事業上の負債がこれに含まれないという状況は、少なくとも奇妙である。

#### (b) 共通財産の帰趨

**共通財産\***——事業資産の構成要素に関しては、別の、これもまた相当難しい問題がある。共同所有の問題である。実際、事業資産に〔夫婦の〕共通財産や〔相続に基づく〕不分割財産が含まれる事態は避けられない。商法典L.526-26条は、共通財産が含まれる場合についてのみ規定している。実際、夫婦が夫婦財産共通制のもとで婚姻し、営業財産が婚姻中に取得されまたは創設されて、共通財産となることはよくあることである。というのも、フランス法において、法定の夫婦財産制は後得財産共通制だからである。

**法 文**——商法典L.526-26条は、「本款は、夫婦がその共通財産を管理し処分するために認められた権限を害することがないように解釈される」と規定する。その法文は簡潔であり、EIRLに関する規定[L.524-6条]が、共通財産を事業資産に充当するためには、個人事業者は、その配偶者または共有者(coindivisaire)の明示的な合意および充当資産上の債権者の権利に関する事前の情報提供を証明しなければならないとしていたこととは対照的である。

**解 決**——このような規定は、EIRLの地位が個人事業者の意思決定に基づくことを前提とするものであり、資産分離が法律に基づくものであるときには、当然適用されえない。したがって、民法典および商法典の準則が適用されることになる。ここでは、民法典は別個の職業に従事する配偶者の自律を守ろうとし、当該配偶者のみがこれに必要な管理・処分行為をする権限を有するとしたこと(民法典1421条2項)が想起されなければならない。この規定は、同法典1424条により補完される。同条によれば、事業を営む配偶者の一方が共通財産中の営業財産または経営上の財産を譲渡し、またはこれに物権を設定する際には、両配偶者の同意が必要である。これらの2つの規定

\* (訳注) フランス夫婦財産法については、幡野弘樹ほか『フランス夫婦財産法』(有斐閣、2022年)参照。条文内容を訳するにあたり、同書掲載の条文訳を参照した。

を合わせ読むと、共通財産中の営業財産その他の事業財産を事業資産に含めるにあたり、特別の措置は必要ないと考えることができる。というのも、1424条は財産が「譲渡」されて共通財産から逸出する場合に関する規定であるところ、共通財産が事業資産に含まれた場合は、「譲渡」とはいえないからである。同様に、不分割財が事業活動にとって有用であれば、その財は、不分割に関する特別の準則が適用されることなく、事業資産に含まれる。とりわけ、処分行為の実現について民法典815-3条の定める共同不分割権利者の全員一致の合意は、所有の移転がないから、適用されない。したがって、これらの財は、もっぱら事業者の事業債権者の担保となる。ただし、個人債権者が事業資産にかかっていくことができる場合について定める例外規定は適用される。

## 2. 事業資産上の取引

EIRLに関する規定と同様、2022年2月14日の法律に由来する規定は、事業資産について行われうる法的取引について規律する。

**法 文**——商法典 L.526-27条は、明確に、一方では、事業者は「清算手続によることなく、その事業資産の全部を、有償で譲渡し、生存者間で無償で移転し、または会社に出資することができる」とし、他方では、事業者は、従来どおり、当該資産の全部ではなくその構成要素を移転することができるとする。後者の取引は、当該移転の性質に、また場合により移転される要素の性質に応じて適用される法律上の要件に服する。

**移転の態様の選択**——このように、立法者は、こうした取引の態様、つまり当該取引を事業資産について行うか否かを、事業者の自由な選択に委ねている。事業者が事業資産の全部について取引することを選択した場合、取引は事業資産を目的として行われる。商法典 L.526-27条は、この取引を事業資産の包括的移転と性質決定し、それは当該資産を構成する権利、財、債務および担保の譲渡をもたらすと付言している。この包括的移転は、有償または無償で同意されうる。受益者が会社であるときは、権利、財および債務の移転は、出資の形をとることができる。

**営業財産の譲渡**——商人の状況についてみると、商人は、第1に、その営業財産を譲渡することができる。この場合、包括的移転は生じない。営業財産の譲渡にあたっては、商人は、従来どおり、以下にみるような準則を遵守しなければならない。

たとえば、営業財産が共通財産に含まれる場合には、権限に関する民法典の準則（民法典1424条）が適用される。これにより、財を共有する配偶者の同意が必要となる。

また、この取引について要式性を課し、債権者に特別の権利を付与する商法典の準則（商法典 L.141-14条から L.141-17条まで）が適用される。とくに異議申立権は、

売買代金の支払を凍結して、債権者が売買代金を把握し、その代金から弁済を受けることを可能とする。

**事業資産の譲渡**——第2に、資産が分離された個人事業者は、その事業資産を譲渡することができる。

**事業資産の包括的移転**——この場合、事業資産の包括的移転が生じ、この資産を構成する積極財産および消極財産が全体として取得者に移転することになる。この取引は、営業財産の譲渡よりも完全なものである。というのも、それは、営業財産に含まれない契約や不動産、および〔筆者の見解を前提とするならば〕営業財産から同様に排斥される負債をも含むからである。この場合について、商法典L.526-29条は、個人事業者の事業資産の包括的移転には、営業財産上の取引の公示および供託された売買代金から債権者が直接弁済を受けることを可能にする異議の手続について定める同法典L.141-12条からL.141-22条までは適用されないとする。これに反する条項は書かれなかったものとみなされる。

**債権者の異議申立権**——上に述べたことは、債権者が保護されないことを意味するものではない。というのも、資産の移転に適合的な異議申立権を付与されているからである（商法典L.526-28条）。原則はこうである。すなわち、債権者は、その債権の性質にかかわらず、その債権が譲渡の公示手続がされるよりも前に生じたものであれば、異議を申し立てることができるが、その異議申立権の行使は、資産の移転を妨げない。この規定よりは、広汎すぎるようにみえる。論理的には、この異議申立権は、事業資産を引当てとする事業債権者のみに認められるはずである。

異議申立てを受けた裁判官は、次の3つの立場をとりうる。すなわち、第1に、事業資産が譲渡されることによって債権者が特段の危険を被ることはなく、譲渡人が弁済するだろうと考える場合には、申立てを棄却することができる。第2に、譲受人に対し、異議を申し立てた債権者のために担保を提供するよう求めることができる。第3に、譲渡人である事業者に対し、民法典2284条の定める条件で、つまりその資産の全体をもって債権者に弁済をするよう命じることができる。もっとも、第3の場合でも、差押禁止を対抗することができる債権者との関係で事業者に与えられる主たる住居の保護（商法典L.526-1条）は害されない。

**共通財産**——最後に問題になるのは、事業資産が共通財産または不分割財産を含むときの、当該資産の譲渡の方法である。資産が分離された個人事業者に関する規定の仕方は当を得ないものである。というのも、夫婦財産共通制に関する準則の尊重を命じる商法典L.526-26条の適用は第3款に限定されているが、資産の移転的取引に関する規定は第4款に置かれているからである。

では、共通財産に適用される準則を適用すべきだろうか。

これを肯定することができるかは、商法典 L526-26条が明示的に処分権限の尊重を定めているだけによりいっそう、定かではない。すなわち、事業資産が当然に創出されることは、処分権限とは分析されえず、その財はある資産から別の資産に移るだけで所有者の変更はないが、これに対し、共通財産を含む資産が譲渡された場合は、処分行為がある点でこれと同様ではない。もっとも、譲渡の対象は資産を構成する財ではなく資産であるところ、両配偶者の同意を必要とする取引を列挙する民法典1424条は、当然のことながら、事業資産を挙げていない。

この場合に移転するのは民法典1424条の定める財ではないから、規定の文言からすれば、配偶者の同意は不要と解することになりそうである。もっとも、規定の趣旨はそうではないし、そのように解すると、資産の譲渡という道具立てを用いることで、配偶者の同意を得る必要性を回避できることになってしまう。このような取引に関わる専門家（公証人や弁護士）がこのような迂回のリスクを冒すことはないだろうと思うが…。

### 3. 資産が分離された個人事業者の経済的困難の処理

資産が分離された個人事業者の地位が創設されたことによって、EIRLが遭遇する経済的困難の処理についてそうであるように、個人事業者の経済的困難の処理について、極めて重要な修正が必要となった。立法者は、EIRLの例に倣うにとどまらず、革新的な準則を採用した。それは、事業に起因するものであるか否かによって経済的困難に関する二元的な処理を常に維持してきたフランスの伝統的な準則と断絶するものである。新たな準則は、この「二元的な処理という伝統的な」見方を克服するものであるが、学説はその妥当性に疑問を呈しており、その疑問は当を得たものである。欠缺、不確かさ、不調和が、新たな規定の適用を極めて難しくし、爾後はすべての事業者について開始される倒産手続の処理は容易ではないだろう。このことは、乗り越えるべき数多くの問題を生じさせる。

そして、おそらくこの理由から、商事裁判所は、現在のところこの改正に反対し、これを適用せず、あたかも個人事業者の新たな地位が存在しないかのような扱いをしている。このような抵抗は、前代未聞である！なぜそこまで改正法の適用に反対するのだろうか。主要な規定を検討することにより、かなり説得的な回答を得られるだろう。

資産が分離された個人事業者が遭遇する経済的困難の処理は、商法典 L681-1条以下および R.681-1条以下で扱われる。そこでは、予防手続、すなわち特別管理人による手続（mandat ad hoc）および調停（conciliation）は対象とされていない。これらについては、手続は事業資産のみを対象とするとだけ規定されている（商法典 L611-

17条)。最も革新的であるのは、経済的困難の処理手続の実施であり、それは従来の原則と断絶するものである。

**手続の開始**——商法典新L.681-1条は、事業資産および個人資産の名義人である個人事業者について、これまでにない独創的な制度を導入している。すなわち、この個人事業者は、〔経営難の企業に関して商法典第6編の定める〕救済手続、裁判上の更正手続もしくは裁判上の清算手続の開始、または〔個人の過剰債務に関する〕消費法典L.711-1条の定める過剰債務処理手続の開始を申し立てる際には、商法典第6編により管轄を有する裁判所、すなわち〔商人および手工業者については〕商事裁判所、または〔農業者、自由業者については〕司法裁判所に申立てをしなければならない。

申立てを受けた裁判所は、各手続の開始要件が充足されているかを、必ず、かつ同時に、判断しなければならない。このような新規の義務が商事裁判所および司法裁判所に課せられたことにより、これらの裁判所は、爾後、個人の過剰債務に関する法を実践しなければならない。

そこで、2022年6月14日のデクレ第890号による商法典R.681-1条は、事業者に、手続開始の申立ての際に、一定の書類、すなわち財務報告書、債権および負債の算定表、担保の借方・貸方表、収支外約務の一覧表、事業資産および個人資産に属する権利、財および債務を区別した債務者の財産目録を提出しなければならない。申立てを受けた裁判所は、これにより、個人事業者の置かれた状況を全体的に把握することができる。

このように、手続開始については、1989年12月31日の法律がフランス法に個人の過剰債務に関する法（それは、消費法典に導入されて以来、何度も改正されてきた）を導入して以来存在していた二元的な管轄は放棄された。従来の原則は、商法典の適用範囲に属する経済的困難の処理の対象となる人はすべて、過剰債務処理手続の対象たりえないというものであった。これに対して爾後は、経営難の企業に関する法を適用する裁判官、すなわち主に商事裁判所および司法裁判所は、個人資産について存する経済的困難を評価するために、過剰債務に関する準則を適用しなければならない。消費法典L.711-1条によれば、管轄を有する裁判所は、個人事業者が善意であるか、および同人の過剰債務の状況が性質づけられるかを判断しなければならない。過剰債務の状況とは、「その事業上・非事業上の、期限が到来した・到来する負債の全部を履行することが明らかに不可能」な状況にあることをいう。そのうえ、同条によれば、「その主たる住居の所有者であり、過剰債務処理手続に関する一件書類が提出された日付において評価される当該住居の価値が、事業上・非事業上の、期限が到来した・到来する負債の全部の総額と同じかこれを上回るとは、それだけでは、過剰債務の状況を性質づけることの妨げとならない」。この規定によって、債務者に関する経済

的困難の処理のために過剰債務手続を適用することが容易となり、それによって間接的に、その主たる住居の保護が可能となる。同条は、さらに、「個人事業者または会社の負債にかかる保証人または連帯債務者としての約務を履行することが不可能であることも、過剰債務の状況を性質づける」としている。

このように管轄を拡大することへの一定の消極性は、理由のないことではない。というも、2種類の手続の開始要件の評価には、重要な相違があるからである。

**手続間の調整**——商事裁判所または司法裁判所は、法定の審査を行った後には、商法典 L.681-2条の定める複数の状況に直面しうる。

第1に、商法典第6編の手続の要件を満たすが、過剰債務処理手続の要件は満たさない〔個人資産は過剰債務の状況にない〕場合には、商法典第6編の手続が開始され、それは事業資産のみを対象とする。

第2に、裁判所が過剰債務処理手続の要件のみが満たされている〔事業資産は経営難に陥っていない〕と認めた場合には、裁判所は、債務者の同意のもと、事件を過剰債務委員会に移送する。過剰債務委員会が、その後、つまり過剰債務処理手続の過程で、債務者が商法典第6編の手続の対象となると認めたときは、同委員会は、債務者に対して手続開始の申立てをするよう促す。商法典第6編の手続が開始されたときは、資産間の遮断が守られているのでない限り、過剰債務委員会は管轄権を喪失し、商事裁判所または司法裁判所が手続を処理する。

最後に、2つの手続、つまり商法典第6編の手続と過剰債務処理手続の要件をいずれも満たす場合には、全体について、つまり事業資産および個人資産について、商法典第6編の手続が開始する。このとき、裁判所は、事業上および個人の負債を、各債権者集団の担保権に応じて処理しなければならない。もっとも、資産の分離が厳格に守られており、かつ事業債権者が個人資産上に権利を有しないとき、すなわちとくに個人事業者が事業債権者のために資産分離の保護を放棄しておらず（個人事業者による放棄が認められた場合には、当該事業債権者は個人資産上にも権利を有する）、税務上・社会保障上の負債がないとき（税務上・社会保障上の負債は、一定の要件のもとで、事業資産および個人資産の双方を引当てとする）は、裁判所は、債務者の同意のもと、当該事業者の個人の負債を処理するために、過剰債務委員会に事件を付託する。2022年6月14日のデクレは、この場合における開始の方法について、いくつかの点を明確にした。債務者は、開始の申立てにあたり、消費法典第7章の過剰債務に関する措置の利益を求めることができる<sup>5)</sup>。同デクレは、商法典 R.681-3条において、裁判所は、同じ決定において、商法典第6編の手続と過剰債務処理手続の開始要件の

5) 2022年6月14日のデクレによる商法典 R.681-1条最終項。

いずれかが満たされたのか、あるいは双方が満たされたのかを示さなければならないとする。これに加えて、商事裁判所または司法裁判所と事件を付託された過剰債務委員会との間で、情報が共有されるべきことが規定されている<sup>6)</sup>。

以上の説明について、理解が難しいと感じた方もおられるだろうが、心配することは全くない。というのも、フランスの法律家にとっても同様だからである！

**実体的準則**——手続が開始されると、その進行においても難しい問題が生じるが、立法者は多くを規定しなかった。それは悲しむべきことか、あるいは沈黙は困難を回避すると考えて喜ぶべきことか…。

新たな規定の欠缺や不調和を示すためには、いくつかの例を挙げれば十分だろう。

第1に、新たな準則は、商法典第6編の手続および過剰債務処理手続の構造を維持していることを確認しなければならない。一方で、債権者の担保権の二元性ゆえに、事業債権者は事業資産から、個人債権者は個人資産から、弁済を受けなければならない。したがって、裁判上の清算手続において、清算人は、積極財産の換価および配当金の分配にあたって、極めて注意深く行動する必要がある。

第2に、個人事業者が裁判上の清算手続に付されたとしても、債務者が管理・処分権を自動的に喪失し、その資産上の取引の実現を禁止されるのは、事業資産についてのみであるから<sup>7)</sup>、手続の管理は極めて複雑なものとなる。債務者が自由にその財を処分し続けることができるとすると、清算人はいったいどのようにして、個人債権者に弁済を得させることができるのだろうか。このような状況下において、権利行使の混乱を回避し、優先権の尊重を保全するために集团的規律を妥当させようとする手続の意義はどこにあるのだろうか。

第3に、個人事業者の2つの資産に単一の手続を適用することの帰結はどのようなものだろうか。

一例を挙げよう。単一の商法典第6編の手続に服する個人事業者が、その事業活動において重要な経済的困難に遭遇する一方で、より額の少ない個人の負債については、分割払いにより弁済することができるとする。

この場合において、裁判所が、当該事業者が支払停止の状況にあり、更正は明らかに不可能であると判断して、裁判上の清算手続が開始すると、資産を隔離することは不可能であり、2つの資産はともに清算手続に服するように思われる。この場合、裁

---

6) 商法典 R.681-3条3項および R.681-7条。

7) 裁判上の清算手続開始決定は、当然に、その日付から、債務者が事業活動により形成した資産を構成する財について、同人がどのような名義で獲得したものであれ、裁判上の清算手続が終了するまでの間、その管理および処分にかかる権能を失わせる。債務者の資産に関する権利および訴権は、裁判上の清算手続が係属している間、清算人によって行使される。

判上の更正手続において個人資産につき認められている措置、とくに個人の負債の弁済計画の認可は、適用されえない。そうすると、裁判上の清算手続においては、次の2つの可能性しか認められない。すなわち、事業資産については企業譲渡が可能であるのに対し、個人資産については個別の積極財産の譲渡がされる。経済的困難の処理を「資産ごとに」個別に行うことができないことは、このような事例において、事業者にとくに不利益となる。

反対に、上の例で、裁判所が裁判上の更正手続を開始したときは、企業譲渡は清算手続の場合と同様に可能であるうえ、この場合には、事業者は、その個人的負債を処理するために、更生計画を提出することができる。というのも、商法典第6編は、この解決の二元性を想定しており、判例は、更生計画が、企業の更正を目的としないものであったとしても、負債の処理するために認可されることを認めたからである<sup>8)</sup>。この破産院の立場については、批判もありえたが、事業者が事業資産および個人資産について商法典第6編の手続に服する場合には、極めて積極的な効果を有しうる。事業資産と個人資産とを別に扱うことができるからである。

**結 論**——個人事業者が遭遇する経済的困難の処理を造形することになる法律・規則の規定の全体をみると、これらの事業者の規模（小規模であることが多い）や、しばしば限定的なその資力にうまく適合していないようにみえる。今回設けられた制度は、EIRLの地位を選択した事業者のための制度よりもいっそう緻密すぎるものである。裁判所と過剰債務委員会との間に橋をかけることが望まれたが、その橋を建造するのは思いのほか難しいことが危惧される。債務者は、専門家の助力なしにはうまく理解できない状況に置かれ、専門家の費用はしばしば債務者の資力を超えるだろう。

小規模企業の多くがあまり備えていない事業資産と、主要な財としてしばしば主たる住居しか含まない個人資産を創設するために、以上のような道を進むことは、本当に必要だったのか。主たる住居については、従来から当然に差押禁止とされ、判例が多くの判決により個人事業者には有利な判断を下していたのであるから、すでに実効的な保護が図られていた。にもかかわらず、すべての個人事業者に対して、EIRLの創設にかかる統計を信じるならば魅力的でなかったようにみえる保護を課するべきだったのだろうか。

この資産が分離された個人事業者の新たな地位は、拙速な改正であり、誰にも満足を与えないものであるとの印象を与える。すなわち、個人事業者はおそらく制度の理解に苦しむだろうし、裁判所は従来扱ってこなかった過剰債務の分野で新たな注意義務を課せられる。また、個人の債務負担は、爾後、枠づけられた要件のもとではある

8) Cass. com, 4 mai 2017, 15-25046, BJE juill. 2017, p. 258, note H. Poujade.



が、商法典第6編の規定により管轄を有する裁判所で処理されることになるため、過剰債務委員会はその独自性を一部失うのである。

\* \* \*

## 資料

### 商法典第5編第2章第6節 個人事業者の保護

#### 第1款 主たる住居の差押禁止

#### L.526-1条

民法典2284条および2285条にかかわらず、全国企業登記簿 (registre national des entreprises) に登記された自然人の主たる住居として定められた不動産上の権利については、当然に、同人の事業活動の際に生じた権利を有する債権者による差押えが禁止される。主たる住居が部分的に事業のために用いられているときは、事業のために用いられていない部分が、当然に差押禁止となる。このとき、区分明細目録 (état descriptif de division) は必要でない。本法典 L.123-10条の適用により、当該 [自然] 人の事業の本拠地がその居住用建物に定められることは、当該建物が当然に差押禁止となることを妨げない。このとき、区分明細目録は必要でない。

民法典2284条および2285条にかかわらず、全国企業登記簿に登記された自然人は、同人が事業の用に供していないすべての不動産 (bien foncier) について、建築であるか非建築であるかにかかわらず、差押禁止の申述をすることができる。この申述は、不動産登記簿の索引 (fichier)、またはバ・ラン、オ・ランおよびモーゼルにおいては不動産登記簿に公示され、公示後に申述者の事業活動に際して生じた権利を取得した債権者に対してしか効力を有しない。事業のために用いられているのが不動産の全部でないときは、事業の用に供せられていない部分は、区分明細目録に示されている場合のみ、申述の対象となりうる。

本条第1項および第2項の定める差押禁止は、租税が、あるいは不正な策略 (maœuvres frauduleuses) を、あるいは当該 [自然] 人の租税に関する債務の重大かつ反復する不遵守を理由として同人に課されるときは、租税機関に対抗することができない。

#### L.526-2条

L.526-1条第2項の定める申述は、公証人が受け、そうでない場合は無効である。その申述は、財の詳細な明細、および特有 (propre)、共通 (commun) または不分

割 (indivis) という財の性質の表示を含む。[申述] 証書は、その財の所在地の、不動産登記簿の索引、またはバ・ラン、オ・ランおよびモーゼルにおいては不動産登記簿に公示される。

当該 [自然] 人が商業・会社登記簿、商業代理人特別登記簿または有限責任企業特別登記簿に登録されているときは、申述はこれに記載されなければならない。

上記の [登記簿への] 登記がないときは、申述は、全国企業登記簿に記載される。

第1項の定める証書の作成および様式の履践は、デクレによって定める上限の範囲内で、公証人に対する定額の公定報酬の支払いを生じさせる。

### L.526-3条

主たる住居上の不動産物権 (droit immobilier) の譲渡がされた場合において、得られた代金は、1年の期間内に、L.526-1条第1項にいう [自然] 人によって、その主たる住居として定められた不動産の取得に充てられるときは、差押禁止のままである。

主たる住居上の権利の差押禁止、および、建築または非建築の、事業の用に供されていないすべての土地に関する差押禁止の申述は、いつでも、L.526-2条の定める有効性および対抗可能性の要件のもとで、放棄することができる。放棄は、財の全部または一部についてすることができる。また、放棄は、L.526-1条の定める1または複数の債権者であって、放棄の公署証書によって示されるもののためにすることができる。この放棄の受益者がその債権を譲渡したときは、譲受人は、これを援用することができる。放棄は、いつでも、L.526-2条の定める有効性および対抗可能性の要件のもとで、撤回することができる。この撤回は、L.526-1条の定める債権者であって、撤回の公示より後に生じた権利を有するものに対してしか、効力を生じない。

差押禁止および [差押禁止の] 申述の効果は、夫婦財産制が解消された場合において、L.526-1条第1項の定める [自然] 人または同条第2項の定める申述者が分配を受けたときは、その後も維持される。これらの効果は、同様に、L.526-1条第1項の定める [自然] 人または同条第2項の定める申述者が死亡した場合にも、相続財産の清算までは、維持される。

### L.526-4条

法定共通制または約定共通制のもとで婚姻した自然人は、商業・会社登記簿、商業代理人特別登記簿、有限責任企業特別登記簿、または全国企業登記簿への登記を請求するときに、その事業を遂行するなかで負った負債が共通財産に与える影響について、その配偶者が情報提供されたことを示さなければならない。

コンセイユデタのデクレが、必要に応じて、本条の適用方法について規定する。

### L.526-5条

消費法典 L.313-14条から L.313-14-2条までの規定は、全国企業登記簿に登録されたすべての自然人、および有限責任会社を経営する一人社員に対する信用取引であり、かつ、その者がその主たる住所として定めた不動産上に登記された充填可能抵当権 (hypothèque rechargeable) によって担保されるものに適用される。

### 第2款 有限責任個人事業者【略】

### 第3款 個人事業者の地位

### L.526-22条

個人事業者とは、自身の名で、1または複数の独立の事業活動を遂行する自然人である。

個人事業者が名義人である財、権利、債務および担保であって、その1または複数の独立の事業活動に有益なものは、個人事業者の事業資産を構成する。本法典第6編 [の定める場合] を除き、この資産は分割することができない。個人事業者の資産の要素であって事業資産に含まれないものは、その個人資産を構成する。

個人事業者の個人資産と事業資産の区別は、同人が、自身が主債務者であるところの負債の保証人となることを認めるものではない。

民法典2284条および2285条にかかわらず、個人事業者は、その事業活動の際に生じた権利を有する債権者との関係では、約定担保または L.526-25条の定める要件のもとでの放棄を除き、その事業資産のみをもって、その約務を果たすことに義務付けられる。ただし、一定の財の差押禁止に関する法律規定、とりわけ本節第1款および本法典 L.526-7条 [の適用] は妨げられない。

個人事業者が社会保障分担金の徴収組織に対して負う負債は、その事業活動に際して生じたものとする。

個人事業者の個人資産のみが、その事業活動の際に生じたのでない権利の債権者の一般担保を構成する。しかし、個人資産が不十分な場合は、債権者の一般担保権は、締め切られた最終年度に実現した利益の額の限度で、事業資産におよぶ。また、個人事業者によってその1または複数の独立した事業活動が開始する前に同意された物的担保は、その対象にかかわらず、その効力を保持する。

強制執行または保全の措置に対して個人事業者が申し立てる異議において、積極財

産の一定の要素が債権者の一般担保権の範囲に入るか否かに関する証明責任は、個人事業者が負担する。民事執行法典 L.121-2条とは別に、差押債権者がその一般担保に明らかに属しない積極財産の要素上に強制執行または保全の措置を執ったときは、差押えの濫用を理由とする差押債権者の責任を追及することができる。

個人事業者が独立した事業活動をすべて中止した場合は、事業資産と個人資産は併合される。個人事業者の死亡の場合も、本法典 L.631-1条および L.640-3条 [が適用される場合] を除き、同様である。

本条の適用要件は、コンセイユデタのデクレによって定める。

### L.526-23条

L.526-22条第4項の定める特則 (dérogation) は、個人事業者の活動にかかる登記簿への登記が予定されているときは、登記以後に生じた債権についてしか適用されない。複数の登記簿があるときは、最も古い登記の日から、特則の効力が生じる。

登記の日が活動開始の届出がされた日より後であるときは、[L.526-22条第4項の定める] 特則は、コンセイユデタのデクレによって定める要件のもとで、活動開始の届出がされた日から効力を生じる。

登記義務がない場合は、個人事業者の資格でした最初の行為の時から [L.526-22条第4項の定める] 特則の効力が生じる。[この場合、] 個人事業者の資格が、事業に用いる書面および通信文書に表示されていなければならない。

### L.526-24条

租税機関および社会保障組織の担保権は、不正な策略もしくは租税に関する債務の重大かつ反復する不遵守の場合には、租税手続に関する編の L.273条 B の I および II の定める要件のもとで、または、社会保障分担金の徴収における重大かつ反復する不遵守の場合には、社会保障法典 L.133-4-7条の規定する要件のもとで、個人事業者の事業資産および個人資産全体の上に認められる。租税機関の担保権は、租税手続に関する編の L.273条 B の III の定める課税についても、個人事業者の事業資産および個人資産全体の上に認められる。

社会保障法典 L.225-1条および L.752-4条の定める徴収組織の担保権は、同法典 L.133-4-7条第2項の定める課税および分担についても、個人事業者の事業資産および個人資産全体の上に認められる。

本条の適用要件は、コンセイユデタのデクレによって定める。

### L.526-25条

個人事業者は、債権者が書面により請求したときは、特定の約務について、L.526-22条第4項の定める特則を放棄することができる。この場合、個人事業者は、当該特定の約務の期限および金額を示さなければならず、その金額は特定されまたは特定可能なものでなければならない。この放棄は、デクレによって規定する方式を遵守しなければならない、遵守されなければ無効となる。

この放棄は、放棄の請求が受領されてから満7日の熟慮期間が経過する前にすることはできない。個人事業者が、デクレによって示す手書き記載を前置したうえで署名をした場合に限り、熟慮期間は満3日に短縮される。

### L.526-26条

本款は、夫婦がその共通財産を管理し処分するために認められた権限を害することがないように解釈される。

## 第4款 個人事業者の事業資産の移転

### L.526-27条

個人事業者は、清算手続によることなく、その事業資産の全部を、有償で譲渡し、生存者間で無償で移転し、または会社に出資することができる。当該資産の全部でない要素の移転は、当該移転の性質に応じて、および必要な場合には、移転される要素の性質に応じて適用される法律上の要件に服する。

事業資産の包括的移転は、それを構成する権利、財、債務および担保の譲渡をもたらす。事業資産の包括的移転は、有償または無償で同意されうる。受益者が会社である場合には、権利、財および債務の移転は、出資の形をとることができる。

本款に定めるほか、場合に応じ、あらゆる性質の財の売買、贈与または会社への出資に関する法律規定が適用される。債権、負債および契約の譲渡に関する法律規定についても同様である。

譲渡人が契約上、その事業資産の要素を譲渡しないこと、または事業資産を包括的に移転しないことを義務付けられている場合には、譲渡人は、この〔事業資産の要素の譲渡または包括的移転をしないという〕債務の不履行について、その財の全体をもって責任を負う。しかし、当該債務の不履行は、移転の無効をもたらさない。

この〔事業資産の要素の譲渡または包括的移転の〕場合の所有の移転は、デクレによって定める要件のもとで公示がされた時からしか、第三者に対抗することができない。

### L.526-28条

個人事業者の債権者であって、その債権が所有の移転の公示よりも前に生じたものは、デクレによって定める期間内に、事業資産の移転に対する異議を申し立てることができる。

債権者による異議は、事業資産の移転を禁じる効果を有しない。

異議に関する司法上の決定は、あるいはこれを棄却し、あるいは債権の償還または担保の設定を命じる。担保の設定は、譲受人、受贈者または受益者がこれを申し出、かつそれが十分であると判断された場合に命じられる。

司法上の決定が債権の償還を命じたときは、移転の主体である個人事業者は、民法典2284条の定める条件でその約務を果たさなければならない。ただし、本法典L.526-1条 [の適用] は妨げられない。

### L.526-29条

次に掲げる規定は、個人事業者の事業資産の包括的移転には適用されず、これに反する条項はすべて書かれなかったものとみなす。

- 1° 民法典815-14条
- 2° 民法典1699条
- 3° 本法典 L.141-12条から L.144-22条まで

### L.526-30条

L.526-27条に定める移転は、次の要件を満たさないときは、無効である。

- 1° 当該移転は、個人事業者の事業資産の全体についてされなければならない、その事業資産は分割することができない
- 2° 新設会社への出資の場合には、事業資産の流動資産 (actif disponible) が当該事業資産上の支払期限の到来した負債 (passif exigible) に見合うのでなければならない
- 3° 移転の主体も受益者も、確定した決定により、個人破産または本法典 L.653-8条もしくは刑法典131-27条の定める禁止 (peine d'interdiction) を受けたことがあってはならない

### L.526-31条

L.223-9条、L.225-8-1条および L.227-1条 [が適用される場合] を除いて、会社に出資された事業資産が現物出資を構成する財を含むときは、出資評価人 (commissaire aux apports) が選任される。

**商法典第6編第8章 bis 第5編第2章第6節第3款の定める地位を有する個人企業に関する特則**

**L.681-1条**

本法典第5編第2章第6節第3款の定める地位に属する個人事業者に対する、本編第2章から第4章までの定める手続または消費法典第7編の定める過剰債務手続の開始の申立てはすべて、本編第2章から第4章までの定める手続について管轄を有する裁判所にされる。

事業者再生 (rétablissement professionnel) に固有の準則 [が適用される場合] を除いて、前項の申立てを受けた裁判所は、以下の事項を同時に評価する。

1° 個人事業者の事業資産の状況に照らして、本編第2章から第4章までの定める手続の開始要件を満たすかどうか

2° 個人資産の積極財産、および支払期限が到来または到来する負債であって当該積極財産が引き当てとなるものの全体に照らし、消費法典711-1条の定める要件を満たすかどうか

**L.681-2条**

I. 裁判所は、その要件を満たす場合には、本編第2章から第4章までの定める手続を開始する。本章のほか、開始された手続に固有の規定が適用される。

II. 開始された手続において、開始決定の日にL.681-1条2°の定める要件を満たさない場合は、債務者の財、権利または債務に関する本編第2章から第4章までの規定は、反対の規定がない限り、事業資産の要素のみを対象とするものと理解される。当該債務者の債権者の権利または債務に関する規定は、反対の規定がない限り、事業資産の限度でのみ、適用される。

III. 開始決定の日に、L.681-1条1°および2°の定める要件を [いずれも] 満たす場合には、個人事業者たる債務者の財、権利または債務に関する本編第2章から第4章までの規定は、反対の規定がない限り、事業資産の要素および個人資産の要素の双方を対象とするものと理解される。

事業資産、個人資産またはこれらの資産の全部または一部の上の各債権者の権利は、第5編第2章第6節第3款および本編に従って規定される。

裁判所は、反対の規定がない限り、同一の決定において、各債権者の担保権 (droit de gage) に応じて、個人事業者が事業資産および個人資産上に負う負債を処理する。

IV. IIIにかかわらず、事業資産および個人資産の区別が厳格に遵守されており、かつ個人事業者の事業活動の際に生じた権利を有する債権者の担保権が当該個人事業

者の個人資産上にないときは、手続を開始する裁判所は、債務者の同意のもとで、個人事業者がその個人資産上を負う負債の処理について、過剰債務委員会に〔事件を〕付託する。この場合、消費法典第7編および本法典L.526-22条第6項が適用される。裁判所は、保護訴訟裁判官 (juge des contentieux de la protection) の役割を果たし、その全部または一部を受命裁判官 (juge-commissaire) に付託することができる。

裁判所および過剰債務委員会は、相互に、開始された各手続の展開について情報提供を行う。

V. 裁判所は、開始された手続において出される個人事業者の資産の分離に関する異議を審理する。

VI. 救済手続、裁判上の更生手続または裁判上の清算手続の開始決定は、当然に、当該手続の終了、または、場合により計画の作用が終わるまでの間、すべての個人事業者たる債務者について、その収入の支払いを除き、その事業資産の積極財産の減少を生じさせるような変更を加えることの禁止を生じさせる。

本条に違反してされた行為はすべて、その日から3年間は、すべての利害関係人または検察官の申立てにより取り消される。

VII. 裁判上の清算手続が開始したときは、個人事業者は、新たな事業活動を行うことができる。この場合、新たな事業資産が構成される。この事業資産は、開始された手続に服さない。

債務者は、その個人資産とは別に2以上の資産を構成することができない。

本VII第1項の定める要件のもとで新たな事業活動を行う権能は、その資産のいずれかについて、5年以内に、積極財産の不足により終了した裁判上の清算手続または事業者再生の終了決定の対象となった債務者には適用されない。

本VIIの定める事業資産の分割の場合には、裁判上の清算の決定は、手続の対象である資産の積極財産の減少を生じさせるすべての取引の禁止を生じさせるが、債務者が行う他のすべての活動は妨げられない。

### L.681-3条

L.681-1条2°の定める要件のみを満たす場合、裁判所は、本編第2章から第4章までの定める手続は開始されないと判断し、債務者の同意のもとで、事件を過剰債務委員会に移送する。この場合、消費法典第7編および本法典L.526-22条第6項が適用される。

過剰債務委員会が、手続の過程で、上記要件を満たすと判断した場合は、当該委員会は、債務者に対して、本編第2章から第4章までの定める手続の開始を申し立てる



よう促す。この手続を開始する裁判所は、過剰債務委員会に対し、手続開始について情報提供し、過剰債務委員会は、L.681-2条IVの定める要件を満たすのでない限り、管轄権を喪失する。L.681-2条IVの定める要件を満たす場合には、裁判所および過剰債務委員会は、開始された各手続の展開について相互に情報提供を行う。過剰債務委員会に関する本項の規定は、保護訴訟裁判官にも適用される。

#### **L.681-4条**

コンセイユデタのデクレが、本章の適用要件について定める。